

令和7年度

吉野ヶ里町の教育

～ 人と歴史・文化が輝くよしのがり ～



豊かな自然の恵みと心ふれあう歴史に育まれた吉野ヶ里町の「よ」を図案化

佐賀県 神埼郡
吉野ヶ里町教育委員会

	目 次	P1
第1章	吉野ヶ里町教育について	P2
1	学校教育について	
2	社会教育について	
3	教育及び社会の動向に対する認識について	
4	吉野ヶ里町教育の基本的な考え方について	P3
	重点目標1 生きる力を育む学校教育の推進	P4
	重点事項1 自立する人間の育成	P5
	1 確かな学力の定着と高度情報化への対応	
	2 一人一人を大切にした教育の推進	P7
	3 「社会を生き抜く力」の育成	P9
	4 児童生徒の進路に向けた意識の向上	
	重点事項2 世界を視野に入れた人間の育成	P10
	1 語学力・コミュニケーション力の向上	
	2 ふるさとの歴史・文化を伝える力の向上	P11
	3 豊かな心の育成	P12
	4 「情報化社会」における創造性や想像力の向上	P14
	重点事項3 学校、家庭及び地域等の接続・連携	P15
	1 学校間の更なる連携の推進	
	2 学校、家庭及び地域等が互いに補完し合う組織づくり	
	重点目標2 教育活動を支える魅力ある教育環境の整備	P17
	重点事項1 安全・安心で、質の高い教育環境の整備	
	1 教育環境の整備・充実	
	2 少子化への対応	P19
	重点事項2 地域・家庭（コミュニティ）と学校教育の協働	P20
	1 学校と地域の連携・協働体制の構築	
	重点目標3 生き生きとした生活を送る生涯学習とスポーツの推進	P21
	1 生涯学習環境構築の取組	
	重点目標4 歴史・文化の継承と文化財の保存と活用	P25
	重点事項1 文化を振興し、親しむ環境の整備	
	1 人と歴史・文化が輝く町づくり	
	重点事項2 文化財の保存と活用	
	重点目標5 青少年の健全育成	P26
	重点事項1 青少年健全育成体制の充実	
	重点事項2 健全な社会環境づくり	P27
	重点事項3 家庭・地域の教育力の向上	P28
	重点事項4 青少年の体験・交流活動の促進	
第2章	教育委員会	P30
1	教育委員会	
2	教育委員会の組織	
第3章	学校教育	P31
1	学校教育目標	
2	学校の研究主題	
3	児童生徒数（令和7年5月1日現在）	P32
4	学校・学年別 児童生徒数の推移見込み（令和7年5月1日現在）	P33
5	学校勤務職員数（単位；人）	
第4章	社会教育	P34
1	社会教育施設	
2	体育施設 一覧	
第5章	文化財	P36
1	指定文化財 一覧（令和6年度末 現在）	
資料1	人口の動向	P40
資料2	令和7年度「吉野ヶ里町教育目標と重点項目」	P41

第1章 吉野ヶ里町の教育について

1 学校教育について

町の次世代を担う子どもを育て、社会で活躍できる「人」を育成します。「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成を目指して、学校や地域の実態及び子どもの心身の発達の段階や特性等を十分考慮し、「人」を育成するという視点に立ち教育を推進します。また、学校施設の整備をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。

2 社会教育について

生涯学習の理念に基づき、全ての町民に多くの学習の場と機会を設けます。さらに、学校、家庭及び地域との連携を図りながら、「お互いに支えあえる地域社会」の実現を積極的に進め、町民が主体的に参画する社会教育の形成を目指します。

3 教育及び社会の動向に対する認識について

(1) 【人格の完成を目指して】

教育基本法第1条において、「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とされています。人格の完成は、ある特定の時期や場所ではなく、一生涯にわたって行われるものです。特に現在の激しく変化する社会に対応するには、常に新しい知識や技能を習得していくことが必要になってきます。

(2) 【教育期の時間軸】

長い人生にはいくつかの教育期があります。輝く人生を送るにはどの期も重要です。

時間軸で考えると、①「乳幼児期では思いやりの心の醸成」②「義務教育期では基礎的な知識・技能、豊かな情操、健康な身体などの自立への基礎づくり」③「高校・大学教育期では社会の一員としての自覚、新しい価値の創造、国際感覚の醸成」④「自己啓発期では多様な個性・能力の伸長、多様性の尊重、社会への参画」など各時期に応じた教育があると考えます。そして、一人一人が環境や立場に応じた教育を受け自ら学習することで、各自が自分の役割を果たすことができると考えます。このような「生涯学習社会の構築」を目指すには、学校、家庭、地域等の連携がますます重要になってきています。

(3) 【急激に変容する社会】

私たちを取り巻く環境は、「少子高齢化」による社会全体の活力低下への懸念、国の垣根を越え、地球規模で資本・情報・技術などのやり取りが行われる「グローバル化の進展」による価値観の多様化・国際競争の激化、「高度情報化」による情報の収集・選択・発信能力の習得、「家庭や地域社会の変容」による孤立感を抱える人の増

加、規範意識の低下などの課題が山積しています。この難局を乗り越えるためには一人一人の能力を高め、生涯を力強く生きていくための「生き抜く力」を身に付けることや、協働・互助の精神を高め活力ある社会を構築していくことが重要だと考えます。

4 吉野ヶ里町教育の基本的な考え方について

吉野ヶ里町では、第2次吉野ヶ里町総合計画の基本構想に基づき、重点施策を行っています。基本理念は、「人よし～『元気』を追求するまちづくり～」「まちよし～『住み続けたい』を追求するまちづくり～」「住んでよし～『地域資源の活用』を追求するまちづくり～」です。また、まちづくりの6つの方針は以下のとおりです。

- | | |
|-----|--------------------|
| 方針1 | 人にやさしいまちづくり |
| 方針2 | みんなでつくるまちづくり |
| 方針3 | ゆとりとうるおいのあるまちづくり |
| 方針4 | 安全・安心に暮らせるまちづくり |
| 方針5 | 人と歴史・文化が輝くまちづくり |
| 方針6 | 新たなブランドと活力を生むまちづくり |

教育委員会では、特に、まちづくりの方針5「人と歴史・文化が輝くまちづくり」を実現するために、以下の重点目標を掲げ、施策を行います。

{重点目標}

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 生きる力を育む学校教育の推進 |
| 2 | 教育活動を支える魅力ある環境の整備 |
| 3 | 生き生きとした生活を送る生涯学習とスポーツの推進 |
| 4 | 歴史・文化の継承と文化財の保存と活用 |
| 5 | 青少年の健全育成 |

重点目標 1 生きる力を育む学校教育の推進

学校教育においては、令和2年度からの学習指導要領の改訂に伴い、生きる力（生き抜く力）の育成が求められています。そのために、学校の自主・自立とともに、校長の学校マネジメントを支援し、チーム学校を推進することが必要です。また、学校教育で必要な以下の項目をより所にして実践することが大切であると考えます。

【発達段階に応じた教育】

教育基本法、学校教育法及びその他の法令に従い、人として調和のとれた児童生徒の育成を目指し、地域、学校の実態や児童生徒の心身の発達段階や特性等を十分考慮して教育を行います。

【自立への基盤づくり】

義務教育の段階は「自立」する人間の基盤づくりとして、とりわけ重要であると考えます。そのため、子ども一人一人の個性を尊重するとともに、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させ、「自ら考え、主体的に行動し、よりよく問題を解決する」資質や能力等の「生き抜く力」を育むように努めます。即ち、「①確かな学力の定着、②豊かな人間性の育成、③健やかな身体の育成」を目指して、創意工夫を生かした魅力ある教育活動を推進します。

【世界を視野に入れた教育】

高度情報化やグローバル化、少子高齢化などが急速に進む中で、みずから進んで事をなそうとする進取の精神や相互尊重・協働の精神を育て諸課題に対応できる「人」を育成することは急務です。そこで、子ども一人一人が「郷土への誇り」を持ち、明日の吉野ヶ里町を担うと同時に世界を視野に入れた人材育成に努めます。

【教育環境の整備】

子どもが自分の「夢」を実現する意思をもって、自分の道を歩むことができるように、学校、家庭及び地域等が連携して指導・支援に取り組みます。そのため、学校施設・設備の整備を含め、総合的な教育環境の充実に努めます。

これらの課題解決のために、以下のことを重点事項として取り組みます。

重点事項

- 1 自立する人間の育成
- 2 世界を視野に入れた人間の育成
- 3 学校、家庭及び地域等の接続・連携
- 4 魅力ある教育環境づくり

重点事項1 自立する人間の育成

【現状と課題】

一人一人が自分の個性や能力を高め、主体的に人生を切り拓く努力を継続することは生涯学習社会を生きていく上で重要であり、それは社会への貢献と充実した人生につながります。

そのために、基礎的な知識・技能を身に付け、自分の進路について主体的に真剣に考え、自己実現に向けて努力することが大事になってきます。高度情報化やグローバル化が進展し、激しく変化する社会を生き抜くためには、自分で課題を発見し、よりよい解決策を見つけるための判断力や行動力を身に付けることが大切です。

また、特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、学習の質を保障する支援や自立への手厚い支援も大切になっています。

さらに、少子化の中で活力ある社会を築くためには、ますます「生き抜く力」を身に付けることが求められ、その力は将来生きていく上で重要な力になってきます。

【具体的施策】

1 確かな学力の定着と高度情報化への対応

(1) 確かな学力の定着

各学年で身に付けるべき基礎的な学力の定着を図ることは、意欲をもって楽しく学習を続けるための土台として重要なことです。その対策として、一人一人を大切にした指導内容や指導方法、指導形態の工夫改善を一層進めていきます。

また、学校、家庭、地域や行政が一体となって確かな学力（基礎的な知識・技能、活用能力、課題解決能力等）の向上に向けた取組を推進していきます。

具体的施策	内 容
1 研究指定校の委嘱 (町教委指定校)	○令和7～8年度三田川小学校と東脊振中学校を学力向上推進校に指定します。三田川小学校では、これまで外国語教育の継続研究を行ってきました。しかし、令和7年度からは国語科と算数科に変え、主体的な学び、対話的な学びに視点を変更し、基礎学力の向上に努めていきます。また、東脊振中学校は、生徒自らが計画的な学習、主体的な学習につながるような実践を継続して行っています。
2 学力向上支援員配置事業	○中学校に学力向上支援員を1名ずつ配置し、ティームティーチングを行いながら、学力に応じたよりきめ細かな学習指導に取り組みます。(外国語教育を中心として募集を行っているが、他教科での募集も可)

3 放課後補充学習支援事業	○学習内容の定着を図るために、中学校生徒に対して、放課後や長期休業中に地域の人材を活用した補充学習に取り組みます。生徒からの好評価もあり、継続して事業を実施します。
---------------	--

(2)家庭学習の充実

「家庭における学習習慣」を身に付けることは、学習の定着には必要なことです。そのため、更なる家庭学習の取組の充実が望まれるところです。

これまでの家庭学習のあり方を見直し、学校や家庭が連携・協力して課題解決のための方策を検討し、今後も、家庭学習の改善に向けて継続して取り組んでいきます。

具体的施策	内 容
1 一人一台タブレット端末の有効活用	○令和 3 年度から児童生徒への一人一台タブレット端末の貸与が実現しました。そして、家庭への持ち帰りができるように（令和 4 年度フィルタリングソフトを導入）環境も実現しました。学習用ドリルソフトの活用や調べ学習などタブレット端末の有効活用を促進していきます。 ○令和 7 年度は、県共同調達により、児童生徒用タブレットの全台更新を行います。遅くとも 10 月までには入れ替えを完了し、有効活用につなげます。 ○「情報教育担当者研修会」を定期に実施し、授業での活用を含めた有効活用のための検討会を実施します。
2 家庭学習強化週間の設定	○中学校の定期テストに合わせて、小中学校の児童生徒が一緒の期間に家庭学習を頑張る期間を設定することにより、家庭学習への意識づけを図ります。一緒の期間に家庭学習を頑張る期間を設定することにより、家庭学習への意識づけを図ります。 ○家庭学習の内容や質の改善、家庭の教育力の向上など、家庭との連携を図りながら家庭学習の習慣化を推進します。 ○効果的な家庭学習について吟味していきます。 ○タブレット端末の家庭学習での有効活用についても、具体的な方策を吟味していきます。AI ドリルを活用し、個々の習熟度に応じた家庭学習の促進を図ります。

(3) 情報通信技術(ICT)の有効的な活用の推進

高度情報化やグローバル化が急速に進む中、情報活用能力を育成することは時代の要請です。そして、学習指導要領における主要な項目の一つである「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向けて、ICTを活用した学習活動の充実に取り組みます。特に小学校においては、情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動やプログラミング体験をしながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に取り組みます。

今後も、無線 LAN の整備、超高速インターネットの整備、教師の ICT 活用指導力の改善など、計画的な学校の ICT 環境整備の加速化を図ります。

具体的施策	内 容
1 ICT 機器環境整備事業	○学校における ICT 機器環境整備計画を策定し、普通教室に整備するタブレット端末や学習用ソフトウェア、全部の特別支援学級の電子黒板や実物投影機などの周辺機器、校内無線 LAN やインターネット接続などのネットワーク環境の整備に取り組みます。 ○タブレット端末のスムーズな更新ができるよう努めます。
2 オンライン授業の充実	○必要に応じ学校と家庭等とを結び、必要なときにオンライン授業ができるように、また教育の機会を保障するために、継続して環境整備を進めていきます。
3 プログラミング体験業務委託	○児童生徒がプログラミングする際に欠かせない、物事のしくみを理解し順序立てて考えていく思考力を向上させるために、本町と地域貢献協定を結ぶ IT 企業の協力を受けながら、プログラミング体験（学習）を行います。 ○小学校 4 学年から中学校 2 学年の児童生徒を対象とし、学級で 2 時間ずつの時間を設定し、段階的なプログラミングスキルに合わせた体験を実施します。

2 一人一人を大切にした教育の推進

(1) 特別な支援を必要とする子どもに対する支援

特別な支援を必要とする子どもの自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善し克服するため、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び支援を積極的に行っていきます。

具体的施策	内 容
1 通級指導教室の設置	○通常学級に所属しながら、児童生徒に応じて学習上・生活上の困り感を、主体的に改善・克服するために必要な「自立活動」を受けることができる通級指導教室「まなびの教室」を三田川小学校（1学級）と三田川中学校（1学級；令和5年度から）に設置します。東脊振小中学校の対象児童生徒も受け入れます。また、東脊振小中への巡回指導も行います。
2 特別支援教育支援員配置事業の充実	○特別支援学級の児童生徒が、一人一人のニーズに応じた教育支援が可能となるよう小中学校に特別支援教育支援員を配置し、支援を行います。特別支援学級の児童生徒の増加を踏まえ、中学校の支援員の数についても検討します。今年度も三田川中学校に3名の指導員を配置します。
3 特別支援学級運営支援事業の充実	○特別支援学級の児童が交流学級で授業を受ける場合や学校行事が開催される場合等に、有償ボランティア「ぽっけ」（三田川小）、「たちち」（東脊振小）による特別支援学級への支援を行い、支援の充実を図ります。

(2) 不登校の児童生徒に対する支援

児童生徒や保護者の様々な悩みや課題に対して、きめ細かく対応し、その不安を解消するなど、児童生徒や保護者の心の安定や、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）による相談活動や教育支援センター「ほうゆう」と連携した教育支援体制の充実を図ります。

具体的施策	内 容
1 スクールカウンセラー（SC）の配置と活用	○児童生徒の不登校や問題行動などの対応に当たるため、専門的な心理学知識を持つSCを小中学校へ配置し、学校とSCとの連携を図りながら、児童生徒、保護者及び教職員に対する教育相談業務に従事します。今年度は配置時間を中学校で12時間増やします。
2 スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置と活用	○いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など多岐にわたる生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うSSWを配置します。SSWの専門性を取り入れた効果的支援が可能となるよう、課題解決の中心となる教育相談担当者（主任）などの

	教職員の支援を行います。今年度は配置時間を 40 時間増やします。
3 不登校児童生徒支援事業の充実	○吉野ヶ里町教育支援センター「ほうゆう」において、不登校・不登校傾向の児童生徒を対象に、一定期間、カウンセリング、集団生活への適応指導、教科指導、体験活動等を組織的かつ計画的に実施することにより、学校生活への早期復帰を支援します。居場所として、学習支援の場として、進路保障の支援の場として有効活用するよう推進します。 ○在籍児童生徒は 10 名弱であり、また、利用者が 2～3 名と固定化しているため、新規・継続利用者を促進していきます。
4 学校「不登校等対策支援ネットワーク会議」の実施	○学校職員だけではなく SC や SSW、主任児童委員など専門機関と連携しながら、不登校等児童生徒の状況を共有し、教職員の共通認識の下、児童生徒の自立に向けた支援や不登校改善を模索していきます。
5 学校生活支援員配置事業の活用（校内教育支援センター）	○学校へ登校できても、何らかの事情で教室での授業を受けられない、いわゆる「別室登校」の児童生徒に対する見守りや生活サポート、リモート授業等のタブレット端末活用時のサポート、また通常学級における不登校気味な子に対する支援を校内教育支援センターで行います。完全不登校児童生徒の解消に努めます。令和 5 年度から小学校への配置も実現し、支援体制の充実を図ります。

3 「社会を生き抜く力」の育成

(1) 「活用能力・課題解決能力等」を育む教育活動の推進

変化の激しい社会を生き抜くためには、「習得した知識・情報・資料などの活用能力」や「自分で考え、判断・行動し、課題を解決する力」が必要です。そこで、集団や社会の課題に目を向け解決していこうとする態度を養います。

具体的施策	内 容
1 「吉野ヶ里みらい発見コンテスト」の実施	○未来を担う子どもたちが、地域の一員として社会参画への意識を育むとともに、自分の夢や希望を提言することにより、町づくりへの関心を深めるため、小中学生がプレゼンテーションする場を設定します。（令和 5 年度から） ○令和 6 年度は、小学校 3～6 年生、中学校 1～2 年生の 66 年が参加しましたが、令和 7 年度も継続して町の現状や未来についての発表する機会とします。

4 児童生徒の進路に向けた意識の向上

(1) 望ましい勤労観の形成と進路選択能力の育成

勤労の尊さや意義を理解したり自己の特性や適性を吟味したりして、自分の夢や目標を実現しようとする態度を養います。また、進路情報を収集・選択・活用する能力の向上に努めます。

具体的施策	内 容
1 職場体験（職業体験）学習の実施	○中学2年生の生徒全員が、様々な職種の中から自分にあった仕事を選び、職場体験（職業体験）を通して働くことの喜びを体験します。また、受入れ事業所の拡大を図ります。 ○三田川中学校は、「キッザニア」による職業体験、東脊振中学校では、2日間の職場体験を継続して実施します。
2 職業人講話の実施	○町内の企業で働く人や役場職員など、職業人を講師に迎えながら、仕事の魅力、やり甲斐や仕事内容を直接聞きながら、将来の職業について考える場を必要に応じ設定します。
3 10歳のつどい（1/2成人式）や立志式の開催	○義務教育9年間の中で、大きな節目と考えられる小学4年生での『10歳のつどい』（1/2成人式）、中学2年生で『立志式』を学校ごとに開催します。その中で、現在の自己の在り方を振り返り、将来に向けての自立・自律のために必要なことを見つめ直す時間とします。この計画的な実施を支援します。

重点事項2 世界を視野に入れた人間の育成

【現状と課題】

世界との関係が広がり深まる中で、日本人としての誇りや日本への理解を前提とした語学力やコミュニケーション力が今まで以上に要求されてきています。また、自国や地域の歴史・文化について外国語で伝えることができる知識や能力も必要になります。更に、国同士や人がよりよい関係を築くには、「信用・信頼」が重要な鍵になってきます。「信用・信頼」を得るための基盤として、道徳性や倫理観を高めていくことも大切です。

現代の文明を支えている天然資源が乏しい我が国においては、「人」が最大の資源であり、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」が本格的に到来したと言えます。「知識基盤社会」においては、飛躍的に増大する知識をいかに活用し、新しい価値を創造するかが大きな課題になります。

【具体的施策】

1 語学力・コミュニケーション力の向上

(1) 外国語教育の強化

平成 29 年度小学校学習指導要領が告示され、小学校高学年に外国語が教科として位置付けられ、また、小学校第 3、4 学年には「外国語活動」が位置付けられました。

小学校からの外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てます。英語検定試験の全校一斉受験を推進し、高めあい、支えあい、認めあう集団づくりに繋げていきます。

具体的施策	内 容
1 外国語（活動）外部講師配置事業の活用	○小学校に英語を母国語とした外国人講師を英語授業の補助として配置し、小学 5 年生からの外国語及び小学 3 年生からの外国語活動に伴う授業に対応します。また、小学 1 年生から楽しみながら外国語活動ができるように支援します。 ○令和 7 年度も、各小学校に 1 名の外部講師を配置します。
2 英語検定への補助	○中学生のほとんどの生徒が、英語検定に挑戦している状況です。英語検定に挑戦しながら昇級する喜びを味わわせ、外国語への興味・関心と意欲の向上を高めるために、補助金を支給します（生徒 1 人に年間 1 回）。 また、中学 3 年生の英語力目標「英語検定 3 級以上の割合 50%以上をめざします。 ○政府目標値；令和 9 年度までに 60%以上、令和 6 年度英語教育実施状況調査結果；全国 52.4%、佐賀県 41.1%。（スコア取得者の割合と学校の成績をもとに教員が相当する力があると判断した割合の合計値）
3 オンライン英会話事業	○小学 5、6 年の児童を対象に、日頃の英語教育で学んだ力を実践の場としてさまざまな国の外国人とオンラインによる英会話を行い、コミュニケーションを楽しむ場、意欲向上の場を設定します。（学級ごとに、2 単位時間実施）

2 ふるさとの歴史・文化を伝える力の向上

(1) ふるさとの歴史・文化に対する知識や教養の習得

郷土の自然・歴史・文化に親しみ、郷土の特色や良さを知ること、郷土に対する誇りと愛着を持った「吉野ヶ里の子」を育成します。

具体的施策	内 容
1 『ふるさと読本』の活用	○郷土に対する愛着を持つ子どもたちの育成を図るため、『ふるさと読本』（平成 29 年 8 月発行）を活用し、社会科

	や総合的な学習の時間におけるふるさと学習に取り組みます。
2 赤米収穫体験の実施	○総合的な学習の時間における「ふるさと学習」の一環として、三田川小学校では、吉野ヶ里歴史公園において、赤米の田植えや稲刈り体験を行うことにより、歴史的な意味とともに、収穫の喜び、勤労の喜びを体験します。（令和 6 年度中学校が中止したことで、令和 6 年度から三田川小学校が実施）
3 お茶摘み体験の実施	○東脊振小学校では、栄西が中国からお茶の種を持ち帰り、日本茶樹栽培発祥の地と言われるお茶に関わる学習を「総合的な学習の時間」に行っています。特別非常勤講師を活用し、お茶摘み体験等を通して、お茶の本町における歴史的な意味を学習しています。
4 『ふるさと巡検』の開催	○郷土のことを語れる指導者を育成するために、今年度赴任した教職員を対象とした『ふるさと巡検』を今年も開催します。

3 豊かな心の育成

(1) 道徳教育の充実

教育活動全体を通じて「相手を尊重する心」や「思いやりの心」を養います。

教科「道徳」の実施に向けて、「道徳の時間のあり方」や「評価方法」について研究し、児童生徒の道徳性の向上に努めます。また、体験活動を通して道徳的実践力の向上を図ります。

具体的施策	内 容
1 ふれあい道徳（授業）の実施	○佐賀県教育委員会でも推奨している『ふれあい道徳』を、年に 1 回は各学校で実施します。 ○保護者に道徳の授業を授業参観日に行い、道徳的価値について子どもと一緒に考える場を持ち、命や思いやりの大切さなどについて考え合います。

(2) 人権教育の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現に向けて、「吉野ヶ里町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」に基づき、学校の教育活動全体を通じて人権教育

を推進します。

また、人権教育の指導内容や指導方法等の研究・実践を行い、幼児・児童・生徒の人権意識の高揚と人権感覚の涵養を図りながら、偏見と差別をなくす取組を進めるとともに、教員の指導力と資質の向上を図ります。

具体的施策	内 容
1 人権講話や人権集会の実施	○人権・同和教育に関する研修計画に基づき、子どもたちが安心して生活できるように、人権や差別などの正しい認識を深め、心豊かな児童生徒の育成に努めます。
2 人権・同和教育に関する教職員研修の推奨	○佐賀県や三神地区で開催される人権・同和教育に関する教職員の研修に計画的に参加し、人権感覚を醸成するとともに学び直しをすることを推奨します。
3 『人権教育』研究指定校事業の委嘱	○三田川中学校では、令和 6～7 年度の二年間、佐賀県教育委員会の指定を受け、「一人ひとりを大切にする人権・同和教育の研究」を進めていきます。「特別活動部会」「道徳部会」「総合的な学習部会」の三部会を立ち上げ、「一人ひとりを大切に」をキーワードにした研究に取り組みます。

(3) 読書活動の充実

読書活動を通じて、感性を磨き情操豊かな人間の育成と自己の生き方について考えを深めようとする態度を育てます。

具体的施策	内 容
1 学校図書司書（補）の配置	○学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う図書司書（補）を各校に配置します。 ○学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導を行います。
2 読み聞かせの実施	○小学校では、児童が本に親しむようにボランティアグループによる読み聞かせを行っています。（三田川小学校は、読み語り「ゆめのたね」、東脊振小学校は、読み語り「ましろの会」） ○三田川小学校では年間 15 回、東脊振小学校では毎週実施できたが、今年度はできれば中学校を含めた 4 校で実施していく。
3 タブレット版図書検索システムの導入	○児童生徒が自ら楽しみながら多面的に本を探すことができる図書検索システムを導入し、興味や探究心を引き出し、

	主体的な学びへと導くためのサポートをします。 ○このことにより、学校図書館とのつながりの強化を目指すとともに、タブレット端末で学校図書館の情報が確認できることで学校図書館の利用等が増加するよう研修会を実施していきます。
--	---

(4) いじめ防止の徹底

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識に立ち、「いじめ防止基本方針」に基づいて、家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「早期解決」に努めます。

具体的施策	内 容
1 「いじめ、体罰、セクハラ等アンケート」の実施	○いじめを早期発見する手立ての一つとして、年に2回の保護者へのアンケート調査（県様式）を実施します。保護者からの情報を収集しながらいじめ等の早期発見・早期対応に努めます。
2 「いじめ問題対策連絡協議会」等の開催	○いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等に関係する実務機関等の連携を図るため、関係行政機関の職員、教職員、保護者等を委員とする「吉野ヶ里町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ問題等の防止に努めます。 ○また、町立学校における重大事態に対処するための組織として「吉野ヶ里町いじめ問題対策委員会」を設置し、事実関係の確認及び調査、いじめの認定、建議その他いじめ問題の適切な認知、早期対応、早期解決、解消に当たります。

4 「情報化社会」における創造性や想像力の向上

(1) 指導方法及び評価方法の改善

激しく変化する社会においては、習得した知識を活用し、新しい価値を創造していくことが重要になってきます。それに対応するため、教科等の本質的な学びを踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点から、学習・指導方法の不断の改善を図るための実践的な調査研究を行い、効果的な学習・指導方法の開発、優れた授業実践や校内研修の実施に取り組みます。

具体的施策	内 容
1 ICT 支援員の配置	○ICT を活用した授業で機器の不具合に対応できるように、また、ICT の効果的な活用を支援するために ICT 支援員を学

	校に配置（2名）します。（三田川・東脊振校区に1名ずつ） ○学校での機器トラブルなど直ぐに尋ね解決できるように「ヘルプデスク」への連絡体制がとれるようにします。
2 「情報教育推進ワーキングチーム会議」の開催	○年間1回以上開催し、教務主任と担当者、ICT支援員が参加して、各学校における情報教育の推進状況や具体的課題を共有し、指導の充実と環境の整備に努めます。
3 ICT活用のための研究指定校の委嘱	○県教委「DXグループ」からの東脊振小学校への研究委嘱（令和6～7年度）を受け、授業を中心としたタブレット端末の有効活用について授業の工夫・改善を行います。ICT活用による基礎学力の定着と学びに向かう力を高める指導方法の工夫を行います。 ○東脊振小学校の取組を町内4校で共有し、授業改善に生かします。

重点事項3 学校、家庭及び地域等の接続・連携

【現状と課題】

少子化、核家族化などによる家族環境の変容、価値観・生活様式の多様化や地域社会のつながりの希薄化などに伴い、本町でも家庭や地域の教育力低下が懸念されています。そこで、社会全体の「横」の連携強化を図り、地域の一人一人が互助の精神（ともに支え合い、高め合うこと）を発揮し、誰もが社会に参画することができる生涯学習社会をつくることが課題です。

また、幼保小中の学校間や学校、家庭及び地域等との連携を強化し、協働体制を築くことは、「社会を生き抜く力」を育成する上において大きな役割を果たすと考えます。

【具体的施策】

1 学校間の更なる連携の推進

(1) 幼保小中連携の強化

幼児、児童の実態や教育内容、指導方法を知り、互いの理解を深めることによって「円滑な接続」に向けた指導方法などの改善を図るとともに、保育所・幼稚園・こども園などで行う幼児教育と、小学校教育との段差を少なくすることにより、子どもの生活の変化に対するとまどいや「小1プロブレム」の軽減を図ります。また、義務教育の9年間を見通して子どもの育ちを見守るという「共通の視点」に立ち、小中連携を強化していきます。

具体的施策	内 容
1 「幼保小連絡協議会」の開催	○本町における児童期の生活指導上の問題や幼稚園、保育所及び認定こども園から小学校への円滑な接続の在り方等について研究協議を行い、関係機関相互の連携や理解の推進を図るとともに、一貫した指導体制を確立します。 ○「架け橋期」と言われる5歳児から小学校1年生のつながりを意識した授業参観を行いながら相互の課題についてその共有化に努めます。
2 小中連携の推進	○連携した教育活動の推進に向けて、それぞれの学校の特色ある教育活動や研究・実践の成果を交流して共有し、児童の中学校での授業体験や部活動の体験などに取り組みます。また、児童が中学校に進学した時に学習面や対人関係などで不安を感じ不登校になる、いわゆる「中1ギャップ」の解消を図ります。 ○小中学校相互の授業参観や授業での交流を推進します。

2 学校、家庭及び地域等が互いに補完し合う組織づくり

(1) 学校と地域の連携・協働体制の構築

地域の中の学校という理念のもと、地域住民が積極的に学校に関わりを持ち、学校と地域が一体となって子どもを育て見守る体制づくりに努めます。「吉野ヶ里町の子どもは吉野ヶ里町民全体で育てる」という考えのもと、全面的に支援を推進していきます。

具体的施策	内 容
1 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置	○令和6年度から4小中学校の学校運営協議会が設置できました。 ○学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図り、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。 ○地域学校協働活動推進本部を社会教育課内に設置していますが、統括的な地域学校協働活動推進員は配置できていません。中央公民館・東脊振公民館の係が学校運営協議会の委員として参画することで、協議会の運営の強化に努めます。

重点目標 2 教育活動を支える魅力ある教育環境の整備

町民、特に幼稚園、小学校、中学校の幼児・児童生徒に提供する教育は、質の向上を目指す必要があります。そのためには、教職員はもちろん、地域の人材を育成するなどのソフト面の充実、学校施設・設備や ICT 機器など、十分に活用できる環境設備であるハード面の充実が求められます。また、幼児・児童生徒を取り巻く安全・安心が求められます。

これらの課題を解決するために、以下のことを重点事項として取り組みます。

重点事項

- 1 安全・安心で、質の高い教育環境の整備
- 2 地域・家庭（コミュニティ）と学校教育の協働

【現状と課題】

本町は、これまで学校、地域及び教育行政が一体となり、様々な施策を通して誰もがよりよい教育を受けられるような環境づくりに努めてきました。しかし、少子化は避けて通ることができず、特に本町は、学校別児童生徒数の偏りが顕著になっていくことや、中学進学先の多様化により生徒数の減少もみられます。また、教育行政において、小中一貫教育、統合中学校、給食施設など重要な課題が山積しており、長期的な教育ビジョンを示す重要な場面に直面しています。

重点事項 1 安全・安心で、質の高い教育環境の整備

【具体的施策】

1 教育環境の整備・充実

(1) 就学の安定と機会の拡充

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが令和 5 年 5 月 8 日から 5 類に移行はしたものの、今後もいろいろな対応が必要となります。このような中で、これまで以上に家庭の経済状況の二極化が進行している現状を踏まえ、保護者への経済支援と安定的な就学機会の確保を行っていきます。

具体的施策	内 容
1 要保護・準要保護児童生徒援助費	○小中学校に在学する児童生徒のうち経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、新入学用品費、学校給食費等の就学援助を行い、義務教育の円滑な運営を図ります。今年度も引き続き支援を行います。

(2) 安全・安心な教育環境づくり・教育施設の充実

学校・保護者・地域・警察等の関係機関が連携し情報の共有を図ります。また子どもの安全を確保するための教育環境づくりを推進すると同時に、「自分の命は自分で守る」という安全教育の徹底を図ります。

学校は、学習・教育の場であるとともに、地震など大規模災害時における避難施設となっていることから、建物等の法定点検とともに、日常的な自主点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保に努めます。また、吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画に基づき、計画的な改修、修繕等を実施し、長寿命化を図ります。

具体的施策	内 容
1 学校保健・安全（・衛生）委員会の開催	○学校における健康に関する課題を研究協議し、学校保健活動の年間計画を立て、児童生徒の健康づくりを推進します。 ○学校における児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導に取り組みます。 ○学校医三師を招き、児童生徒や職員の保健、安全、衛生について指導してもらい、今後の対策に生かしていきます。
2 「通学路安全推進会議」の開催	○継続的に通学路の安全を確保するため、小学校の通学路において関係機関と連携し合同点検を継続的に実施するとともに、対策の改善・充実を行います。
3 学校等施設の長寿命化計画と改修の実施	○計画に基づき、令和7年度は三田川小学校の長寿命化改修工事実施設計を行っていきます。
4 4校共同施設点検の実施	○毎年、4校の事務職員、用務員、町教育委員担当で共同で施設点検を実施します。 ○共同施設点検を元に、工事・修繕等の予算要求に活用します。
5 特別教室等環境点検の実施	○小中学校4校の、特別教室を中心に、定期的（年1回）に安全点検を実施し、学習環境や指導環境の充実を図ります。
6 社会教育施設の改修・補修の実施	○公共施設等個別施設計画に沿った、改修・修繕に取り組みます。 ○計画的な改修、修繕等を実施し、野球場や武道館等、社

	会体育施設を含めた教育施設の長寿命化を図ります。
--	--------------------------

(3) 学校給食の充実

学校給食は、児童生徒の健康管理のほか、給食を通して食事のあり方の体得、好ましい人間関係の育成や食に関する理解を身につけるなど、教育の面からも大切な役割を担っています。

今後、適切な栄養の摂取による健康の増進を図るため、栄養バランスに配慮した献立の作成に努めるとともに、安全・安心なおいしい給食が提供できるよう、基本的な方向性についての協議を重ねていきます。

具体的施策	内 容
1 学校給食運営委員会の開催	○教育委員会から委嘱された委員が、学校給食の適正かつ円滑な運営を調査・審議するために開催します。
2 学校給食献立委員会の開催	○学校給食の献立は、学校給食法に定められている学校給食実施基準に沿って作成しています。委員会には、町の管理栄養士、学校の給食担当者やPTA 役員が参加し、よりよい献立になるよう定期的に話し合いを行います。 ○クッキングセンター佐賀への視察研修を行います。
3 学校給食費補助事業の実施	○多子世帯への経済的な負担を軽減するために、給食費の保護者負担を、第2子は半額補助、第3子以降は全額補助します。
4 学校給食費保護者負担軽減事業の実施	○長引く物価高騰で保護者が負担している給食費では不足する分を、原材料費高騰分補助として実施します。 ○今後の物価高騰を注視し、事業を継続します。

2 少子化への対応

(1) 学校の活性化

少子化や中学校進学を選択の幅の拡大によって予測される児童生徒数の減少を見据え、諸課題を解決するための方法を検討し、人と人とのつながりを大切にしたい、特色のある魅力的な学校づくりを目指します。

具体的施策	内 容
1 学校規模適正化検討委員会からの	○今後の望ましい学校教育環境の整備に取り組むため学校規模適正化検討委員会を設置し、令和5年度末に「提言書」を受

提言書の受理後の対応	けました。 ○学校規模適正化基本方針を作成するため、実際に学校規模及び適正配置に関して具体的施策を講じた同規模の自治体への視察研修を行い今後の方向性を定め、教育委員会としての基本方針（案）の作成を行います。
------------	---

重点事項２ 地域・家庭（コミュニティ）と学校教育の協働

【現状と課題】

本町は、これまで学校、地域及び教育行政が一体となり、様々な施策を通して誰もがよりよい教育を受けられるような環境づくりに努めてきました。

その中で、更に学校や地域の実態に応じ、学校・家庭・地域が一体となって子どもの教育に当たっていくための一方策として、「学校運営協議会」（コミュニティー・スクール）を立ち上げ、地域参画型の学校づくりを推進していきたいと考えます。

具体的には、学校運営協議会の目的である「地域と共にある学校づくり」を推進するために、学校の資源を積極的に地域の活動に提供したり、地域からの声を学校運営に取り入れたり、地域住民が学校の教育活動を支援したりして、学校マネジメント力の向上、教育の質の向上を図っていきます。特に、地域コミュニティ、関係諸機関・団体とのネットワークの強化を図り、時間をかけて地域に開かれた教育の充実を推進します。

【具体的施策】

１ 学校と地域の連携・協働体制の構築

地域の中の学校という理念のもと、地域住民が積極的に学校に関わりを持ち、学校と地域が一体となって子どもを育て見守る体制づくりに努めます。「吉野ヶ里町の子どもは吉野ヶ里町民全体で育てる」という考えのもと、全面的に支援を推進していきます。

具体的施策	内 容
１ 地域コミュニティとの連動	○地域学校協働本部を社会教育課内に置き、今年度も『人材バンク』を活用しながら人材支援（コーディネート機能）に努めます。 ○地域学校協働活動推進委員を５名（三田川校区２名・東脊

	振校区3名）委嘱しています。 ○人材支援を十分に果たせる状態ではないため、人材獲得やコーディネートを徐々に行っていくようにします。 ○地域でのボランティア活動など、地域の活動への児童生徒の参加を推奨します。
--	--

重点目標3 生き生きとした生活を送る生涯学習とスポーツの推進

【現状と課題】

21世紀を生きる我が国の国民は、誰もが自らの能力を高め、発揮できるよう自己教育力の向上が必要です。自己の未来を切り開き、自己の夢や志を実現できるよう柔軟で活力のある社会を創造していくことが求められています。また、急激に変化する社会の中で、町民の一人一人が個々の意識を向上させ、社会参加ができるような環境の構築が必要です。そのためには、生涯にわたっていつでも自由に学習機会を選択し、一人一人が学ぶことによって、自立した豊かで生きがいのある生活を送るための生涯学習の町づくりが必要です。また、生涯を健康に過ごすことができるようなスポーツの振興を図るための施策が必要です。

【具体的施策】

1 生涯学習環境構築の取組

(1) 生涯学習の推進

生涯にわたって自立した創造的で生きがいのある生活が送れるように、学習の機会・情報の提供を図ります。また、町民一人一人が人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、人権意識の高揚を図るため、関係団体等との密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めます。

具体的施策	内 容
1 ふれあい大学の開催	○時事講座から歴史、文化、人生や健康に関する講座など、新たな興味や生きがいの発見につながる講座を開催します。また、年に一度、講座登録者を対象にした社会見学視察研修を実施します。受講者の関心のある講師・講座を選定できるようにします。
2 文化サークル参加への推奨、文化祭の	○文化協会には多数のサークルがあり、希望に応じてサークル活動に参加できます。また、年に一回サークル活動の発表

開催	の場として文化祭を開催しています。
3 公民館講座の開催	○町民の「参加したい学習内容」を把握し、学習の機会を増やすとともに、新たな交流が生まれる講座を実施します。

(2) 読書活動の充実

読書活動を通じて、感性を磨き情操豊かな人間の育成と自己の生き方について考えを深めようとする態度を育てます。

具体的施策	内 容
1 公民館図書室への図書司書の配置	○中央公民館に図書司書を配置し、両公民館図書室の維持管理・改善を行います。土曜日午前中も開放をします（中央公民館のみ）。また、学校図書館や児童館、県立図書館等との連携を図ります。
2 ブックスタートでの絵本プレゼント	○新生児に絵本をプレゼントすることで、赤ちゃんには初めて絵本に触れる機会を、保護者には赤ちゃんと一緒に絵本を楽しむ体験を創出します。

(3) 文化・スポーツを通じた健全な身体づくりの推進

健康維持・体力の向上・競技力向上に向けて、学校、家庭、地域や各種団体が一体となって、健康教育・スポーツ活動の充実を図ります。

具体的施策	内 容
1 「部活動指導員」活用事業の推進	○中学校に外部から部活動（体育部・文化部）の指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を配置しています。
2 スポーツ少年団・少年スポーツクラブの充実	○スポーツ振興・青少年育成の主旨に従い、少年のスポーツ活動の振興をめざし、スポーツを通じて心身ともに健全な少年の育成を目的とし、スポーツ少年団員（小学生）を指導します。 ○町内の中学校生徒の体力増進を図り、スポーツ愛好の精神と技術の向上及び善良な社会人の育成に努めます。
3 部活動の地域連携・地域移行への推進	○部活動は、生徒の体力や技能の向上に資するだけでなく、生徒にとって多様な学びの場です。生徒と教職員の双方にとって望ましく、持続可能なものにするため、地域の実情に応じ可能な限り地域への移行の実現を目指します。

	○外部指導者の確保のための地域指導者を掘り起こし、可能な部活動から段階的な地域移行など、地域と連携しながら進めていきます。
--	---

(4) 生涯スポーツの振興

スポーツを通して、生涯にわたって健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ及び健康づくり教育の振興に努めます。

具体的施策	内 容
1 ニュースポーツの普及	○スポーツ推進委員と連携し、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、みんなで一緒に楽しむことができる生涯スポーツとして、ボッチャ、モルックやアジャタなどのニュースポーツの普及に取り組みます。 ○令和7年度は、地区でのモルックの普及に取り組みます。
2 地区対抗スポーツ大会の開催	○インディアカ大会については、前年度で終了とします。 ○参加地区が固定化しているため、地区のまとまりを強化するため競技の変更等見直しが必要であり、新たな大会の開催を検討します。
3 『YOSHINO GARI スポーツフェスタ』の実施	○コロナ禍や国スポ大会等で中止となっていた『町民スポーツ大会』から名称を『YOSHINO GARI スポーツフェスタ』に変更し実施します。多くの町民が参加できるようなスポーツ大会をスポーツ推進委員と協議し実施します。 ○令和7年度は、吉野ヶ里町文化体育館で開催します。
4 体力づくりのための施設の整備	○個別施設計画に基づき、三田川武道館内部大規模改修を実施します。 ○文化体育館の利用者増に向け、指定管理者と活用促進に努めます。

(5) 競技スポーツの振興

近年、少子・高齢化の進行や国際化、高度情報化の進展など、社会環境の変化に伴い、心身の健康への意識の高揚に併せ、スポーツの重要性が増してきています。このような中、48年ぶりに国民スポーツ大会が令和6年度に佐賀で開催され、本町においてバレーボール競技、ハンドボール競技が行われました。これを契機にこれからも町民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた町民の融和 及び健康増進の推進に努めていきます。

具体的施策	内 容
1 スポーツ協会の競技団体の活動促進	○スポーツ協会の競技団体への加入促進と体育施設・設備の充実と活用の促進に努めます。また、県民スポーツ大会への参加、協力を推進します。 ○スポーツ協会の健全な運営と各種競技団体の事業推進を図るため、令和6年度から年会費を200円から300円に増額の改正を行いました。スポーツに関する気運醸成を図り、会員相互の親睦と活動の推進をします。
2 文化・スポーツ大会等に出場する場合の激励金の交付	○九州大会や全国大会に出場する選手に対する激励金を交付し、選手を激励するための一助とします。 ○団体交付上限の廃止や個人・団体重複給付の廃止等の要綱改正を行い、より多くの選手に激励金交付を行います。 ○今後も町全体の文化・スポーツに関する気運醸成を図るべく推進していきます。

重点目標4 歴史・文化の継承と文化財の保存と活用

【現状と課題】

本町における文化活動は、文化協会を中心に各種文化サークルにより活発に行われています。これらの発表の場としての文化祭等における各団体との連携と支援を行い、町全体として文化の振興に努めています。また、各種講演会の開催など、より充実した文化活動への支援体制が必要です。

また、本町に残る史跡・文化財は、先人たちが地域の豊かな自然や風土の中ではぐくみ継承してきたものであり、町民の心のよりどころとして生きています。町民一人一人がふるさとの歴史や文化の素晴らしさを再認識することにより、地域文化を発展させ文化財を後世に伝えることができます。そのための調査・研究を行い、積極的に公開と活用をして、潤いのある町づくりに努めます。

これらの課題解決に向けて、次のことを重点事項として取り組みます。

重点事項

- 1 文化を振興し、親しむ環境の整備
- 2 文化財の保存と活用

重点事項 1 文化を振興し、親しむ環境の整備

1 人と歴史・文化が輝く町づくり

(1) 町の歴史・文化の魅力発信及び交流推進

本町の歴史・文化の魅力をより広く、そして深く理解してもらうために資料を作成し、町の行事等を通じて交流の機会を提供するとともに、歴史・文化財を通じて多くの人々や他の市町村と交流を広く図り、町の活性化に繋げ、更なる環境整備を推進していきます。また、商工観光部局と連携し、町の魅力を町内外に発信していきます。

具体的施策	内 容
1 「ふるさと読本」の活用	○町民がふるさと吉野ヶ里の歴史・文化・自然などを理解するためには、それらをまとめた「吉野ヶ里町誌」を活用することが必要です。「ふるさと読本」は小中学生に分かり易くまとめられたものであり、住民の「ふるさと学習」のためにも有効です。そのために、「ふるさと読本」をホームページに掲載（調整中）し、活用を推進します。
2 「夏ふれあい祭り」「ふるさと炎まつり」「文化祭」への参加、奨励	○「聖茶まつり」を加えた吉野ヶ里の三大祭りへの参加を推奨します。祭りで実施する「輪おどり」や文化活動を通じて、交流の機会を提供します。 ○参加の呼びかけや啓発を行います。

(2) 芸術・文化活動の推進

郷土への愛情と誇りをもって、郷土の発展と文化の向上を目指し、芸術・文化活動に親しむ多様な機会の提供を行います。

具体的施策	内 容
1 吉野ヶ里町文化祭の開催	○文化協会が主催する「文化祭」への協力・支援を行います。 ○町民の一般参加や町内児童生徒の参加によって、町の文化の活性化を図り、親しむ機会を増やします。

重点事項 2 文化財の保存と活用

ふるさとの文化財は、先人たちがその地域の自然や風土の中で育て、伝え、残してきたもので、私たちの祖先が生きてきた証です。今もなお地域の人々の心のより

どころとして、生活の中に生きています。本町には、吉野ヶ里遺跡をはじめ、歴史ある貴重な遺跡や文化財が数多くあります。また、このような文化遺産を後世に伝えるため、文化財の指定や保存、公開に努めます。

これらの文化財を活かすために、町民により広く・深く理解してもらうことや、より多くの人々に本町の歴史や文化に触れ合える環境づくりを推進します。

具体的施策	内 容
1 「ふるさと歴史講座」の開催	○先人が育み、現在まで受け継がれてきた大切な郷土の文化財について、専門的な立場で活躍されている講師を招聘し、吉野ヶ里町の歴史を知るきっかけづくりに努めます。 ○継続的に実施し、文化財保護についての普及・啓発を行っていきます。
2 埋蔵文化財の調査	○町内における各種開発事業に先立って確認調査を行い、文化財保護と開発事業との調整を図ります。
3 吉野ヶ里町重要文化財の指定の推進	○町内の優れた文化財について指定を行い、保存・活用に努めます。 ○新たな指定物件の調査を行い、指定文化財の推進を図るとともに、指定種別の多様化についても検討します。

重点目標 5 青少年の健全育成

【現状と課題】

少年期は、心身の著しい成長、発達とともに、いろいろな課題に対処できる能力が育まれる時期です。子どもの能力を伸ばしながら、個性を伸ばさせ自己の確立を図る機会を設けることが極めて重要です。

そのため、子どもたちには、いろいろな体験活動への参加を通して、創造性や自発性を育成することが重要となります。子どもが自ら考え、主体的に判断し行動する能力や基礎的・基本的となる学力、基礎的な体力、自己教育力を身に付けさせることも大切です。更に、人間関係を大切にし、協働して物事に取り組む機会を通して、自らを律しつつ他人を思いやるなど生きる力を育成していきます。

地域活動を推進するために、体験学習の機会を拡充し、社会活動への参加を促します。家庭教育への支援に向けても、子育ての関わる親の不安や悩みを解消するための学習機会、情報提供や相談体制を整備し、家庭教育支援体制の充実に努めます。

。

重点事項

- 1 青少年健全育成体制の充実
- 2 健全な社会環境づくり
- 3 家庭・地域の教育力の向上
- 4 青少年の体験・交流活動の促進

重点事項1 青少年健全育成体制の充実

子どもは地域の一員であり、地域は子どもを温かいまなざしで見守り育てていきます。健康で人間性豊かな青少年の成長を図るため、学校・家庭・地域の連携や大人と子どもの絆を深め、町民一人一人の協力のもとに青少年の健全育成に努めます。

具体的施策	内 容
1 青少年育成町民会議「理事会、総会、研修会」の開催	○家庭、学校、地域の連携を緊密にするための活動や青少年の非行防止と社会環境の浄化を図るための活動など、町の将来を担う青少年の健全育成に取り組みます。 ○研修会の参加者増に努めます。
2 少年の主張大会の開催	○小学校5・6学年児童及び中学1・2学年生徒が、日頃考えていることや感じていることを発表することで、次世代の意識啓発の一助とすると共に、町民に少年の意識や考え方についての理解を深め、青少年の健全育成に対する理解や関心を高める場とします。
3 地区懇談会の開催	○子ども達が健全で調和のとれた成長をするためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じて責任を果たすとともに、地域ぐるみで子どもの育成を担っていく必要があります。「地域の子どもは地域で育てる」を実現するために、学校・家庭・地域の関係者が話し合う場として、地区懇談会を計画的に開催します。

重点事項2 健全な社会環境づくり

長寿社会において、「生涯学習の充実」という観点からも、今まで以上に魅力的な教育環境づくりが求められています。また、長寿社会において、「人」こそが社会の活力増進に不可欠という観点から「生涯学習」の充実を図ります。

さらに、シルバー世代の経験や知識・技能を地域社会の中で生かし、また、学習の機会を提供することは、健康で生きがいのある人生を送るために重要なことです。それは、町の活性化や教育力の向上に大きな役割を果たすと考えます。

具体的施策	内 容
1 社会環境の点検や巡回パトロールの実施	○地区の育成指導員や関係団体による有害環境の浄化や非行の防止、安全対策の強化に向けた活動を促進します。
2 地域におけるあいさつ運動や声かけ運動の実施	○区長、地区育成委員、子どもクラブ役員によるあいさつ運動を推進し、健全な社会環境づくりと安全・安心の地域づくりを行います。

重点事項3 家庭・地域の教育力の向上

子育てに関する保護者の不安や悩みを解消したり、居場所づくりを推進したりするために、教育委員会が中核となって子育てに関わる関係部署や団体と連携を図りながら、子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。

具体的施策	内 容
1 家庭教育学級事業の開催	○町内の幼稚園・保育園・こども園・小中学校において、保護者に向けた家庭教育に関する講座を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。
2 放課後児童クラブの充実	○保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生児童を対象に、適切な生活及び遊びの場を提供する事で放課後児童対策の推進を行い、子育てと就労の両立や子育てに伴う様々な負担の軽減を図ります。 ○町内の児童を対象に、放課後や長期休み中の安全な居場所づくりを推進し、学習活動や体験活動を通じて健やかに育つ環境を整えます。
3 放課後子ども教室の実施	○学習型の「よしのがりっ子金曜学級」、体験型の「よしのがりっ子各種教室」を実施し、居場所の増加を図ります。

	○関係施設や推進員と「放課後子ども総合プラン運営委員会」を実施し、情報共有や課題解決に努めます。
--	--

重点事項4 青少年の体験・交流活動の促進

子どもたちの豊かな感性、人間性、社会性や創造力などが育まれるように、生活体験・自然体験や世代間交流の機会などを設けるとともに、地域の人材を発掘活用し、地域社会における教育的な取り組みを促します。子どもの感性を育てるため、本町の恵まれた自然を生かし、環境整備や体制づくりに必要な支援を推進します。

具体的施策	内 容
1 よしのがりっ子各種教室の開催	○学校の授業とは別の観点から、様々な体験活動の場を提供し、子どもたちの興味関心や視野を広げることを目指した取り組みを行います。そのために、絵画教室、工作教室、走り方教室、動画講座などの各種教室を開催します。
2 「大人としゃべり場」事業の推進	○小学生が、地域で暮らす大人とおしゃべりをしながら、大人の子どもたちへの思いや考え方に触れ、見守っていただいているありがたさや自らの成長に気づく場とします。
3 「二十歳の集い」の開催	○令和4年4月の民法改正により、成人年齢が18歳に下げられたことを受け、二十歳を対象に「二十歳の集い」（令和5年度から）を実施し、大人としての自覚と責任を促す式典を開催します。 ○実行委員会の充実を図り、社会人としての意識醸成を図ります。

第2章 教育委員会

1 教育委員会

吉野ヶ里町教育委員会は、4名の委員で構成されている合議制の執行機関であり、教育、文化、スポーツ、生涯学習等の幅広い施策を展開します。

教育長は、教育委員会を代表し、人格が高潔で教育行政についての識見を有する者のうちから、町長が町議会の同意を得て任命し、任期は3年です。

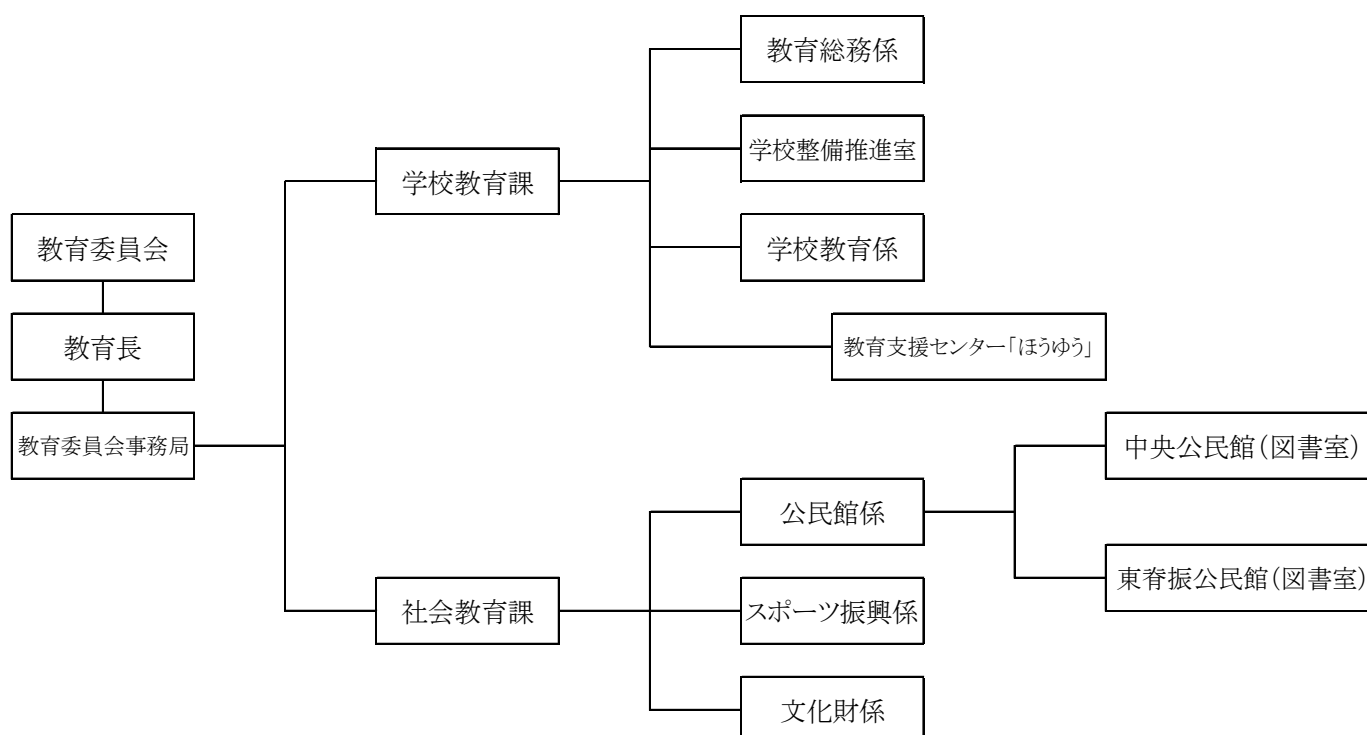
教育委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し、識見を有するもののうちから、町長が町議会の同意を得て任命し、任期は4年です。

教育委員会には事務局が置かれ、教育長の指揮監督の下に委員会の権限に属するすべての事務をつかさどります。教育長は事務を総括し、所属の職員を指揮・監督します。

教育長・教育委員一覧

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	古 賀 敏 正	令和3年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員 (教育長職務代理)	中 島 義 孝	平成29年5月19日～令和11年5月18日
委 員	多 良 寛 国	令和2年5月19日 ～令和10年5月18日
委 員	材 木 順 子	令和3年6月14日 ～令和8年6月 5日
委 員	久 田 富 美	令和4年6月 6日 ～令和9年6月 5日

2 教育委員会の組織



第3章 学校教育

1 学校（園）教育目標

学校名 (幼稚園名)	学校教育目標（令和7年度）
三田川小学校	ふるさと三田川を愛し、新時代を強く生き抜く児童の育成
東脊振小学校	「夢に向かって共にのびる」児童の育成 ～みんなが幸せになる学校～
三田川中学校	夢実現に挑戦し、努力する生徒の育成
東脊振中学校	自立と尊重 ～自ら学び、互いを尊重し高め合う生徒の育成～
東脊振幼稚園	基本的な生活習慣を身に付け、人とのかかわりを大切にし、心身共に健康な子どもの育成

2 学校の研究主題

学校（幼稚園）名	研究主題（令和7年度）
三田川小学校 町教委指定 「学力向上」（令和7～8年）	主体的・対話的な学びの実現（新規）
東脊振小学校 県学校教育課DXグループ指定 （令和6～7年度）	主体的に学ぶ児童の育成（継続） ～効果的な ICT 利活用による指導方法の工夫～
三田川中学校 県学校教育課「人権・同和教育室」指定 （令和6～7年度）	一人ひとりを大切にする人権・同和教育の研究（継続） 主体的に学び、互いに深め合う生徒の育成（継続） ～生徒の思考を刺激する課題設定の工夫と、グループ活動を通して～
東脊振中学校 町教委指定 「学力向上」（令和7～8年）	小中連携による基礎学力を身に付け、 かつ主体的に学ぶ児童生徒の育成（継続） ～基礎学力の定着と学習マネジメント力を高める指導方法の工夫～
東脊振幼稚園	心もからだも弾む子どもを目指して（継続） ～心が動く体験を通して～

3 児童生徒数（令和7年5月1日現在）

(1) 小学校（単位；人）

学校名	学年	1年		2年		3年		4年		5年		6年		支援	計
	区分	児童数	支援	児童数	支援	児童数	支援	児童数	支援	児童数	支援	児童数	支援	児童数	
三田川小	男	45	4	43	6	49	11	47	3	46	3	50	5	32	312
	女	45	3	39	2	39	3	55	5	37	4	54	3	20	289
	計	90	7	82	8	88	14	102	8	83	7	104	8	52	601
	学級数	3		3		3		3		3		3		8	26
東脊振小	男	18	6	24	7	28	5	15	5	16	3	25	8	34	160
	女	22	3	25	3	21	2	28	1	21	1	31	1	11	159
	計	40	9	49	10	49	7	43	6	37	4	56	9	45	319
	学級数	2		2		2		2		2		2		9	21
計	男	63	10	67	13	77	16	62	8	62	6	75	13	66	472
	女	67	6	64	5	60	5	83	6	58	5	85	4	31	448
	計	130	16	131	18	137	21	145	14	120	11	160	17	97	920
	学級数	5		5		5		5		5		5		17	47

(2) 中学校（単位；人）

学校名	学年	1年		2年		3年								支援	計
	区分	生徒数	支援	生徒数	支援	生徒数	支援							生徒数	
三田川中	男	42	3	48	9	55	3							15	160
	女	40	0	40	4	59	1							5	144
	計	82	3	88	13	114	4							20	304
	学級数	3		3		3								4	13
東脊振中	男	23	2	25	4	30	3							9	87
	女	18	0	19	4	17	1							5	59
	計	41	2	44	8	47	4							14	146
	学級数	2		2		2								3	9
計	男	65	5	73	13	85	6							24	247
	女	58	0	59	8	76	2							10	203
	計	123	5	132	21	161	8							34	450
	学級数	5		5		5								7	22

(3) 幼稚園（単位；人）

園名	年齢	(満3歳児)	3歳児	4歳児		5歳児		合計
		ひよこ	うさぎ	すみれ	ゆり	ひまわり		
東脊振幼稚園	男	2	4	5	4	9		24
	女	1	3	4	5	2		15
	計	3	7	9	9	11		39
	学級数	2		2		1		5

4 学校・学年別 児童生徒数の推移見込み（令和6年5月1日現在）

(1) 小学校（単位；人）

	現6年	現5年	現4年	現3年	現2年	現1年	現年長	現年中	現年少			
生年別（4/2～翌4/1）	H25～	H26～	H27～	H28～	H29～	H30～	R元～	R2～	R3～	R4～	R5～	R6～
三田川小学校	112	90	110	102	90	97	109	86	103	92	105	77
東脊振小学校	65	41	49	56	59	49	56	60	49	40	40	43
合計	177	131	159	158	149	146	165	146	152	132	145	120

(2) 中学校（単位；人）

	現3年	現2年	現1年	現小6年	現小5年	現小4年	現小3年	現小2年	現小1年	現年長	現年中	現年少
生年別（4/2～翌4/1）	H20～	H21～	H22～	H23～	H24～	H25～	H26～	H27～	H28～	R元～	R2～	R3～
三田川中学校	118	101	85	112	90	110	102	90	97	109	86	103
東脊振中学校	51	52	43	65	41	49	56	59	49	56	60	49
合計	169	153	128	177	131	159	158	149	146	165	146	152

5 学校勤務職員数（単位；人）

学校名		三田川小	東脊振小	三田川中	東脊振中	計
県費負担教職員	校 長	1	1	1	1	4
	教 頭	1	1	1	1	4
	主幹教諭	1				1
	指導教諭		1	1	1	3
	教 諭	26	22	17	14	79
	教諭（再任用）	2.5	2	1	1	6.5
	講師（欠員補充）	2	1	2		5
	講師 （産休・育休・病休補助等）	1		1		2
	養護教諭		1	1	1	3
	養護助教諭	1				1
	栄養教諭					0
	学校栄養職員					0
	事務長	1				1
	事務主任			1		1
	事務職員	1	1		1	3
	計	37.5	30	26	20	113.5
費職員（会計年度任用）	事務補	1	1	1	1	4
	図書司書補	1	1	1	1	4
	特別支援教育支援員	4	4	3	1	12
	別室支援員	1	1	1	1	4
	学力向上支援員			1	1	2
	用務員	1	1	1	1	4
	計	8	8	8	6	30
合 計		45.5	38	34	26	143.5

第4章 社会教育

1 社会教育施設

名称	場所
吉野ヶ里町中央公民館	吉野ヶ里町吉田307番地
吉野ヶ里町東脊振公民館	吉野ヶ里町三津777番地 5

2 体育施設 一覧

名称	場所
吉野ヶ里町児童体育館	吉野ヶ里町豆田1202番地
吉野ヶ里町三田川武道館	吉野ヶ里町吉田283番地 2
吉野ヶ里町町民温水プール※	吉野ヶ里町吉田315番地 4
吉野ヶ里町三田川中央公園多目的広場	吉野ヶ里町豆田1796番地 3
吉野ヶ里町三田川中央公園野球場	吉野ヶ里町豆田1792番地 1
吉野ヶ里町三田川中央公園テニス場	吉野ヶ里町豆田2197番地 2
吉野ヶ里町町民三田川プール	吉野ヶ里町吉田63番地 1
吉野ヶ里町丸山球場	吉野ヶ里町石動2376番地 1
吉野ヶ里町さざんか武道館	吉野ヶ里町石動2757番地 4
吉野ヶ里町運動公園テニス場	吉野ヶ里町三津777番地 4
吉野ヶ里町文化体育館	吉野ヶ里町石動2736番地

体育施設名	開館時間
吉野ヶ里町児童体育館	午前 9 時から午後10時まで
吉野ヶ里町三田川武道館	午前 9 時から午後10時まで
吉野ヶ里町町民温水プール※	午後 1 時から午後 9 時まで
吉野ヶ里町三田川中央公園多目的広場	日の出から日没まで
吉野ヶ里町三田川中央公園野球場	午前 9 時から午後 9 時30分まで（夜間照明については、4月 1 日から11月30日まで）
吉野ヶ里町三田川中央公園テニス場	午前 9 時から午後 9 時30分まで

吉野ヶ里町町民三田川プール	午前10時から午後5時まで（ただし、6月20日から9月20日まで）
吉野ヶ里町丸山球場	日の出から日没まで
吉野ヶ里町さざんか武道館	午前9時から午後10時まで
吉野ヶ里町運動公園テニスコート	日の出から日没まで
吉野ヶ里町文化体育館	・午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

体育施設名	定休日
吉野ヶ里町児童体育館	12月29日から翌年1月3日までの日
吉野ヶ里町三田川武道館	
吉野ヶ里町町民温水プール※	・月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。 ・8月15日及び8月16日 ・12月29日から翌年1月3日までの日
吉野ヶ里町三田川中央公園多目的広場	・火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。 ・8月15日及び8月16日 ・12月29日から翌年1月3日までの日
吉野ヶ里町三田川中央公園野球場	
吉野ヶ里町三田川中央公園テニスコート	
吉野ヶ里町町民三田川プール	9月21日から翌年6月19日までの日
吉野ヶ里町丸山球場	12月29日から翌年1月3日までの日
吉野ヶ里町さざんか武道館	12月29日から翌年1月3日までの日
吉野ヶ里町運動公園テニスコート	12月29日から翌年1月3日までの日
吉野ヶ里町文化体育館	・12月29日から翌年の1月3日までの日 ・月曜日に規定する休日の場合は、その日後において最初の休日でない日

※ただし、上記の町民温水プールは、現在、閉館中。

第5章 文化財

1 指定文化財 一覧（令和6年度末 現在）

No	指定者	区分	種類 種別	名称および員数	読み	所有者または管理者	所在地	指定年月日 指定番号	備考
1	国	天然 記念物	動物	カササギ生息地	かささぎせいそくち	佐賀県	佐賀市・鳥栖市・多久市・武雄市・鹿島市・小城市・嬉野市・神埼市・神埼郡・三養基郡・杵島郡・藤津郡	T12. 3. 7 内務省第57号	指定地域内の個体が対象
2	国	重要文化財	書跡・典籍	梵網経〈懷良親王御筆ノ〉 1巻	ぼんもうきょう 〈かねながしんのうぎよひつノ〉 1かん	東妙寺	吉野ヶ里町 田手1728 東妙寺	S25. 8. 29 書第1395号 (旧国宝 M41. 4. 14)	
3	国	重要文化財	彫刻	木造釈迦如来坐像 1軀	もくどうしゃか によらいざどう 1く	東妙寺	吉野ヶ里町 田手1728 東妙寺	S25. 8. 29 彫第2089号 (旧国宝 T2. 8. 20)	
4	国	重要文化財	彫刻	木造聖観音立像 1軀	もくどうしょう かんのりゅうどう 1く	東妙寺	吉野ヶ里町 田手1728 東妙寺	S25. 8. 29 彫第2090号 (旧国宝 T2. 8. 20)	
5	県	重要文化財	考古資料	三津出土明光鏡 1面	みつしゅつどめ いこうきょう 1めん	多伊良ハルヨ	佐賀市城内 1-15-23 佐賀県立博物館	S28. 11. 3 重第5号	
6	県	天然記念物	植物	小川内の杉 3株	おがわちのすぎ 3かぶ	吉野ヶ里町 教育委員会	吉野ヶ里町 松隈2195-96	S31. 3. 1 記第5号	
7	国	天然記念物	植物	千石山サザンカ自生北限地帯	せんごくやまさ ざんかじせいほくげんちたい	農林水産省	吉野ヶ里町 松隈1926	S32. 7. 2 文化財保護 委員会第48号	指定範囲内の個体が対象
8	町	史跡		東山古墳 1基	ひがしやまこふん 1き	下石動地区	吉野ヶ里町 石動1786-2	S51. 3. 8 史跡第1号	
9	県	重要文化財	考古資料	目達原出土の銅銚 4口	めたばるしゅつ どのどうほこ 4くち	七田 民子	佐賀市城内 1-15-23 佐賀県立博物館	S53. 3. 20 重第53号	県博へ 寄託
10	県	重要文化財	考古資料	吉野ヶ里出土銅剣 1口	よしのがりしゅ つどうけん 1くち	七田 民子	佐賀市城内 1-15-23 佐賀県立博物館	S57. 3. 19 重第72号	
11	県	重要文化財	考古資料	三津永田遺跡出土 流雲文縁獣帯鏡 1面・素環頭太刀 1口	みつながたいせ きしゅつどりゅ うんもんえん じゅうたいきょう 1めん・そかんと うたち 1くち	佐賀県	佐賀市城内 1-15-23 佐賀県立博物館	S61. 3. 19 重第106号	

12	県	重要文化財	考古資料	下中杖遺跡出土鞍（前輪） 1個・青銅箸 1膳（附）共伴土器、陶磁器	しもなかつえい せきしゅつどくら（まえわ） 1こ・せいどうはし 1ぜん	佐賀県	佐賀市城内 1-15-23 佐賀県立博物館	S61. 3. 19 重第107号	
13	県	重要文化財	考古資料	二塚山遺跡群出土遺物 一括	ふたつかやまい せきぐんしゅつどいぶつ いっかつ	佐賀県	佐賀市城内 1-15-23 佐賀県立博物館	S62. 3. 16 重第115号 (H1. 6. 12一部指定)	
14	町	史跡		霊仙寺跡 乙護法堂 1棟	りょうせんじあと おとごほうどう 1とう	修学院	吉野ヶ里町 松隈1923-3	S62. 8. 26 史跡第2号	面積23 8㎡ 建物16 . 8坪 (5 5. 5㎡)
15	県	重要文化財	考古資料	横田遺跡出土遺物 一括	よこたいせきしゅつどいぶつ いっかつ	佐賀県	佐賀市城内 1-15-23 佐賀県立博物館	S63. 4. 4 重第117号	横田遺跡は現在松原遺跡と呼称
16	国	重要文化財	考古資料	佐賀県二塚山遺跡出土品 一括	さがけんふたつかやまいせきしゅつどひん いっかつ	佐賀県	佐賀市城内 1-1-59 佐賀県教育委員会	H1. 6. 12 考古第455号	
17	国	特別史跡		吉野ヶ里遺跡	よしのがりのいせき	佐賀県	神崎市神埼町・神埼郡吉野ヶ里町（内225, 258. 385㎡）	H3. 5. 28 文部省第60号 (H11. 7. 13追加指定) (国史跡指定 H2. 5. 19)	H2. 5国史跡指定 H3. 5特史へ昇格 H11. 7特史追加指定
18	国	重要文化財	古文書	東妙寺并妙法寺境内図 1幅 東妙寺文書（三十二通） 3巻	とうみょうじならびにみょうほうじけいだいえ ず 1ふく とうみょうじもんじょ（さんじゅうにつう） 3かん	東妙寺	佐賀市城内 1-15-23 佐賀県立博物館	H2. 6. 29 文第125号 (県指定 S50. 2. 24)	県重文より昇格 県博へ寄託
19	県	重要文化財	考古資料	三津永田遺跡出土 虺龍文鏡 1面	みつながたいせきしゅつどきりゅうもんきょう 1めん	多伊良ハルヨ	佐賀市城内 1-15-23 佐賀県立博物館	H3. 3. 30 重第131号	県博へ寄託
20	県	重要文化財	考古資料	霊仙寺跡出土遺物 151点（附） 陶磁器、土師器、石器、鉄器等 残欠一括	りょうせんじあとしゅつどいぶつ 151てん	吉野ヶ里町教育委員会	吉野ヶ里町 吉田307 吉野ヶ里町教育委員会 佐賀市城内 1-15-23 佐賀県立博物館	H5. 3. 31 重第140号	県博にて56点寄託
21	県	重要文化財	工芸品	絹地五条袈裟 1領	きぬじごじょうけさ 1りょう	東妙寺	佐賀市城内 1-15-23 佐賀県立博物館	H8. 5. 29 重第154号	県博へ寄託
22	県	史跡		吉野ヶ里遺跡	よしのがりのいせき	佐賀県	神崎市神埼町志波屋字三ノ坪382 (248, 177. 51㎡) ・神埼郡吉野ヶ里町	H8. 11. 15 史第41号	特史の範囲外

23	県	重要文化財	考古資料	石動四本松遺跡甕棺墓出土遺物一括（連弧文昭明鏡1面、硬玉製勾玉2箇、碧玉製管玉5箇）（附）甕棺1箇	いしなりよんほんまついせきかめかんぼしゅつどいぶついつかつ	吉野ヶ里町教育委員会	吉野ヶ里町吉田307 吉野ヶ里町教育委員会 佐賀市城内1-15-23 佐賀県立博物館	H11. 5. 10 重第175号 (町指定H9. 4. 30重第1号)	町重文より昇格 鏡と玉類は県博へ寄託
24	町	重要文化財	建造物	霊仙寺跡石造宝塔1基	りょうせんじせきぞうほうとう1き	修学院坂本地区	吉野ヶ里町松隈1923-6	H9. 4. 30 重第2号	
25	町	重要文化財	彫刻	下石動天満宮木造神像 4軀	しもいしなりてんまんぐうもくぞうしんぞう4く	下石動地区	吉野ヶ里町石動2351-1 下石動天満宮	H9. 4. 30 重第3号	
26	町	史跡		石動四本松遺跡	いしなりよんほんまついせき	鏡運送 秋吉 弘	吉野ヶ里町石動2500・2534-1	H9. 4. 30 史跡第3号	
27	県	重要文化財	考古資料	瀬ノ尾遺跡出土絵画土器	せのおいせきしゅつどかいがどき	吉野ヶ里町教育委員会	吉野ヶ里町吉田307 吉野ヶ里町教育委員会	H19. 3. 14 重第211号	
28	県	重要文化財	考古資料	戦場ヶ谷遺跡出土青銅製鋤先 1点	せんばがたにいせきしゅつどせいどうせいすきさき 1てん	佐賀県	佐賀市城内1-15-23 佐賀県立博物館	H21. 4. 1 重第220号	
29	県	重要文化財	考古資料	戦場古墳群出土銀象嵌刀装具 1点	せんばこふんぐんしゅつどぎんぞうがんとうそうぐ 1てん	佐賀県	佐賀市城内1-15-23 佐賀県立博物館	H21. 4. 1 重第221号	
30	県	重要文化財	考古資料	「背振山」銘銅製経筒 4口	「せふりさん」めいどうせいきようづつ 4くち	佐賀県	佐賀市城内1-15-23 佐賀県立博物館	H22. 3. 12 重第226号	
31	県	重要文化財	考古資料	吉野ヶ里遺跡出土銅鐸 1口	よしのがりいせきしゅつどうたく 1くち	佐賀県	佐賀市城内1-15-23 佐賀県立博物館	H23. 3. 25 重第229号	
32	町	重要有形民俗文化財		追分道標 1基	おいわけどうひょう 1き	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町田手無番地（道路-12）	H23. 10. 24 民第1号	
33	町	重要文化財	建造物	石塔院五輪塔（伝唯円上人供養塔）1基	しゃくとういんごりんとう（でんゆいえんしょうにんくようとう） 1き	石塔院	吉野ヶ里町田手2324 石塔院	H23. 10. 24 重第4号	
34	町	重要文化財	建造物	妙雲寺六地藏塔2基	みょううんじろくじぞうとう 1き	妙雲寺	吉野ヶ里町田手515-1 妙雲寺	H25. 2. 26重第5号	明應10年(1501)文亀3年(1503)銘
35	町	重要文化財	建造物	裏田宝篋印塔1基	うらたほうきょういんとう 1き	上石動地区	吉野ヶ里町石動1013	H26. 3. 28 重第6号	天文6年(1537)銘

36	町	重要有形民俗文化財		上石動地藏菩薩彫像板碑（水引地藏） 1基	かみいしなりじぞうぼさつちようぞういたび（みずひきじぞう） 1き	上石動地区	吉野ヶ里町石動202	H30. 6. 26 民第2号	応永地藏
37	町	重要有形民俗文化財		瀬ノ尾地藏菩薩彫像板碑（体干地藏） 2基	せのおじぞうぼさつちようぞういたび（からたけじぞう） 2き	横田地区	吉野ヶ里町大曲6113	H30. 6. 26 民第3号	応永地藏
38	町	重要文化財	建造物	石塔院六地藏塔 1基	しゃくとういんろくじぞうとう 1き	石塔院	吉野ヶ里町田手2319	H31. 3. 26 重第7号	天正15年(1587)銘
39	町	重要文化財	建造物	下石動天満宮石造肥前鳥居 1基	しもいしなりてんまんぐうせきぞうひぜんとりい 1き	下石動地区	吉野ヶ里町石動2351-1 下石動天満宮	H31. 3. 26 重第8号	寛文2年(1662)銘
40	町	重要文化財	建造物	霊仙寺跡石造三重層塔 1基	りょうせんじせきぞうさんじゅうそうとう 1き	修学院	吉野ヶ里町松隈1400 修学院	R2. 1. 28 重第9号	建治2年(1276)銘
41	町	重要文化財	彫刻	山祇神社石造狛犬 2体	やまづみじんじやせきぞうこまいぬ 2たい	山祇神社	吉野ヶ里町松隈2165-268 山祇神社	R2. 1. 28 重第10号	肥前狛犬
42	町	重要文化財	考古資料	松原遺跡出土鐔型土製品 5点	まつばらいせきしゅつどたくがたどせいひん 5てん	吉野ヶ里町教育委員会	吉野ヶ里町吉田307 吉野ヶ里町教育委員会	R3. 2. 22 重第11号	
43	町	重要文化財	工芸品	首掛駄都種字曼荼羅 残闕 1点	くびかけだつしゅじまんだらざんけつ 1てん	石塔院	佐賀市城内1-15-23 佐賀県立博物館	R5. 2. 24 重第12号	県博へ寄託
44	町	重要文化財	絵画	絹本墨画淡彩天台大師像〈豪潮筆〉1幅	けんぽんぼくがたんさいてんだいだいしぞう〈ごうちょうひつ〉1ふく	宗教法人修学院 代表役員 埜口 諦順	吉野ヶ里町松隈1400 修学院	R6. 2. 26 重第13号	町
45	町	重要文化財	彫刻	修学院石造狛犬 2体	しゅがくいんせきぞうこまいぬ 2たい	宗教法人修学院 代表役員 埜口 諦順	吉野ヶ里町松隈1400 修学院	R7. 2. 25 重第14号	

国指定	8 件
県指定	18 件
町指定	19 件
計	45 件

資料 1 人口の動向 (令和 7 年 5 月 1 日現在)

年度	世帯数 (世帯)	人 口 (人)		
		男	女	合計
平成 18 年度	5,402	7,604	8,174	15,778
平成 19 年度	5,500	7,648	8,194	15,842
平成 20 年度	5,608	7,744	8,294	16,038
平成 21 年度	5,696	7,785	8,343	16,128
平成 22 年度	5,754	7,835	8,340	16,175
平成 23 年度	5,806	7,339	8,363	16,202
平成 24 年度	5,837	7,871	8,288	16,159
平成 25 年度	5,907	7,886	8,322	16,208
平成 26 年度	5,908	7,936	8,327	16,263
平成 27 年度	5,947	6,895	8,265	16,160
平成 28 年度	6,039	7,917	8,304	16,221
平成 29 年度	6,048	7,840	8,254	16,094
平成 30 年度	6,129	7,831	8,253	16,084
平成 31 年度 (令和元年度)	6,215	7,841	8,251	16,092
令和 2 年度	6,273	7,850	8,241	16,091
令和 3 年度	6,405	7,885	8,291	16,136
令和 4 年度	6,454	7,883	8,249	16,123
令和 5 年度	6,486	7,894	8,250	16,144
令和 6 年度	6,792	7,889	8,272	16,161
令和 7 年度	6,875	7,830	8,234	16,064

『ふるさと吉野ヶ里の未来を拓き、元気・活気・本気を育む人づくり』

I 学校教育課 重点目標

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

重点項目1 不登校対策

学校においては、「魅力ある学校づくり（学ぶ意欲を育む指導の充実、魅力ある学校・学級経営、安全・安心な学校）」が肝要である。毎日の授業で、生徒指導の3機能（自己存在感・共感的人間関係・自己決定の場）を活かした授業を展開することにより、子どもに「分かる喜び、できる喜び」を体感させて自己有用感を高め、まずは「学校が楽しい」「学校を休みたいと思わせない」ための、教育的予防の働きかけが不可欠である。

①校内における「不登校対策会議」への支援

課題を抱えている子どもに関しては早期発見・適切な初期対応を施す。Hyper-QU(よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート)の有効活用をする。

②長期化した事案や完全不登校の子どもに関しては、SC・SSW等を活用しながら、医療機関や関係機関など「どこかと繋がる」自立支援を行う。また、進路を主体的に考えられるよう後押しをする。

③教育支援センター「ほうゆう」、校内教育支援センター「別室」の活用

学校復帰・社会復帰を目指して、居場所づくり、学習の保障、進路保障、出席日数を増やす（欠席日数を減らす）取組を推進していく。

重点項目2 学力向上対策

魅力ある学校づくりにより「分かりやすい授業」を展開することは、学力向上にも直結している。また、落ち着いた学校、思いやりのある人間関係づくりが不可欠である。

①「①全国調査（中3・小6）、②県調査（中2・小5）、③NRT（標準学力診断検査）」等を活用し、学力の結果を分析し、指導に生かす。

○評価基準として佐賀県平均を上回ることを目安とする。また、学校・個人の達成率を上げる。

②県教委の研究指定だけでなく、町教委の研究指定を行い、指導法改善につなげる。

○三田川小学校と東脊振中学校を令和7・8年度の研究指定校とする。

○講師招へいによる教員研修や先進校への視察研修を行い、指導力向上を図る。

③1人1台タブレット端末の有効活用（必然性が高い）を図り授業改善を推進する。

○意欲的で主体的な学びにつながる活用の促進

○児童生徒用タブレットが5年を経過するため、令和7年度に全台の更新を行う。

④人権教育を推進する。

○人権意識や人権感覚を育て、差別と偏見のない思いやりのある人間関係づくりに努める。

重点項目3 働き方改革（教職員のメンタルヘルス対策）

全国的に、教職員の精神疾患による病気休職者が年々増加しており、本町の学校では「時間外在校等時間」過多の傾向が見受けられる。

①本人のセルフケアはもとより、管理職による適切なラインケアにより、長時間勤務が連続する職員には速やかにカウンセリング受診をさせる。

②「多忙化対策検討会」から得られた知見を活かしながら、各学校で効果の高い方策（教職員の自己タイムマネジメント、退勤時間申告制による教頭の負担軽減、空き時間有効活用、授業等データのシステム化等）を取り入れ、「限られた時間内で、効果の高い取組を行う意識を育て、在校等時間（時間外勤務）の減少を推進していく。

(2) 教育活動を支える魅力ある環境の整備（学校施設・設備の整備）

重点項目 1 三田川小学校長寿命化改修工事のための実施設計

【現状】

三田川小学校校舎屋上の現状は、広範囲に防水層の浮き、表面劣化、笠木破損、排水ドレンの劣化等が見られ、最上階天井に漏水が複数箇所見られる状態である。また、外壁についても複数箇所ではひび割れや軒天井の塗装剥離、モルタル浮きが見られる状況で、窓の面台についても浮きやひび割れがある。トイレについても H26～27 年の改修で一部洋式化を行っているが排水管の改修は行われていない状況で築後 50 年を経過している。キュービクル（高圧受電設備）については R8 年度に耐用年数を迎える箇所がある。体育館管理棟屋上の防水シートについては大きくめくれ、下地露出があり、管理棟の内部に複数箇所の雨漏り跡が見られる状況である。

【改修内容（予定）】

- ・屋上防水工事（アスファルトシート防水）
- ・外壁補修塗装工事（ひび割れ・欠損部補修、防水剤入り塗料塗布）
- ・トイレ改修工事（ドライ化、洋式化、排水管改修）
- ・キュービクル更新工事（高圧ケーブル、遮断機、高圧交流負荷開閉器、低圧開閉器）
- ・体育館管理棟の屋上防水工事（アスファルトシート防水）

【今後のスケジュール】

令和 7 年度 長寿命化改修工事実施設計

令和 8 年度 長寿命化改修工事

重点項目 2 学校規模適正化基本方針の策定の検討（学校施設・設備の整備）

【現状】

令和 3 年度に設置された吉野ヶ里町学校規模適正化検討委員会より、本町の学校の適正規模、適正配置の在り方について、「吉野ヶ里町学校のあり方に関する提言書」を、令和 6 年 3 月 15 日にいただいている。令和 6 年度までは、他市町の資料を参考に、庁内で協議を重ねている状況である。

今年度は、実際に先進地を訪問し、基本方針策定に向けて研究をしていく。

研修後、今後のスケジュールを教育委員会で検討し、令和 8 年度末までに基本方針策定を目指す。

【今後のスケジュール】

令和 7 年度 先進地視察研修

令和 8 年度 学校規模適正化基本方針の策定

Ⅱ 社会教育 重点目標

生涯学習の理念に基づき、全ての町民に多くの学習の場と機会を設ける。さらに、学校、家庭及び地域との連携を図りながら、「お互いに支えあえる地域社会」の実現を積極的に進め、町民が主体的に参画する社会教育の形成を目指す。

（「◎」は令和7年度の重点）

重点項目1 社会教育〔公民館〕の充実

①青少年の健全育成

○学校と地域の連携・協働体制の構築

- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域コミュニティとの連携
- ・地域におけるあいさつ運動や声かけ運動の実施

②生涯学習環境構築

◎多用途コミュニティセンター建設計画の事業推進

- ・防衛省補助を活用した中心地づくりの事業メニューであり、両公民館の統廃合を念頭に賑わい創出と住民ニーズに即した施設のあり方を検討する。

③生涯学習の推進

○各種講座や教室、ふれあい大学の開催や文化サークル活動への推奨

重点項目2 文化財の整備・充実

①歴史・文化の継承と文化財の保存と活用

○ふるさとの歴史・文化に対する知識や教養の習得

- ・ふるさと歴史講座、「ふるさと読本」の活用
- ・県営産業用地の本調査の遂行と報告書の作成

◎霊仙寺「乙護法堂」の改修工事

重点項目3 スポーツの振興

①スポーツの推進

◎社会体育施設の整備と適正管理（今年度、②③）

○生涯スポーツ（ニュースポーツ）の普及と健康づくり教育の振興

○競技スポーツの振興と競技団体の活動促進

○部活動の地域連携・地域移行への推進

- ※学校、家庭、地域や各種団体が一体となって、スポーツ活動（部活動・少年スポーツクラブ・スポーツ少年団）の連携

②三田川武道館内部大規模改修工事

○改修内容 建具取換 排煙オペレーター改修 天井張替 床塗装改修（研磨）

トイレ乾式・洋式化 照明、給排水設備改修等

○スケジュール 6～8ヶ月工事期間 8月から使用不可（工事始期；8／18）

③三田川中学校グラウンド照明塔撤去工事

○改修内容 グラウンド南北及び西側の照明塔撤去

○スケジュール 夏休み中に工事 作業は1ヶ月程度

